

[事案 22-136] 契約無効確認・既払込保険料返還請求

・平成 23 年 8 月 31 日 和解成立

<事案の概要>

銀行を窓口として契約した利率変動型一時払逋増終身保険について、銀行員（募集人）の不適切な勧誘を理由に、契約の取消しと一時払保険料の返還を求め、申立てがあったもの。

<申立人の主張>

平成 22 年 6 月に、利率変動型一時払逋増終身保険に加入したが、その際、ご契約のしおり 定款・約款、契約概要、注意喚起情報を受取っておらず、契約後一定期間は解約時に元本割れするとの説明がなく、誤解を招く資料での説明があるなど、不適切な勧誘があったため、申立契約を取消し、一時払保険料 300 万円を返還してほしい。

<保険会社の主張>

当該銀行員に対し、申立人に対して行った説明について確認したところ、誤った説明がなされたとまではいえず、早期解約のデメリットについても説明しており、不実告知による取消し（消費者契約法 4 条 1 項 1 号）、不利益事実の故意の不告知による取消し（同 4 条 2 項）が認められるとまではいえないことなどから、申立人の請求に応ずることはできない。

<裁定の概要>

裁定審査会では、申立人および保険会社から提出された書面および申立人、募集人からの事情聴取の内容にもとづき審理を行い、保険会社に和解の斡旋を行ったところ、和解案の提示があり、申立人の同意が得られたので、和解契約書の調印をもって解決した。